入 札 説 明 書

公告日 令和7年11月7日(金)

大阪市こども青少年局長 佐藤 充子

次のとおり、大阪市告示第1535号に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。本件入札は、原則として大阪市電子入札システム(以下「システム」という。)により行う。なお、紙入札は、下記「2.日程(3)入札参加申請締切日時」までに所定の「紙入札方式変更申出書」により申し出た者に限り認める。

	- 11			
1.		に付する事項		
		長期借入物品及び予定数量	こども青少年局所管施設乾式電子複写機 長期借入(単価契約)	
		長期借入物品の特質等	別紙仕様書のとおり	
	(3)	借入期間	令和8年3月1日から令和13年2月28日まで	
	(4)	借入場所	別紙仕様書のとおり	
2.	日程			
	(1)	公告日	令和7年11月7日(金)	
	(2)	入札参加申請受付開始日時	令和7年11月7日(金) 午前9時	
	(3)	入札参加申請締切日時	令和7年11月26日(水) 午後5時	
	(4)	入札参加資格の審査結果通知(予定)	令和7年12月10日(水)	
	(5)	入札日時	「11. 入札執行日時及び場所」を参照	
3.	契約	条項を示す場所	システム上及び「4. 担当部局(A)」	
4.	担当	部局		
	(A)	入札執行担当課 ※入札に関する照会先 資格審査資料提出担当課	大阪市こども青少年局企画部経理課(経理・調達) (住所)〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所内 2階 (電話番号)06-6208-8177 (大阪市HP) https://www.city.osaka.lg.jp/templates/buppin_nyusatsuanken/kodomo/0000664778.html	
	, ,	事業担当課	大阪市こども青少年局幼保施策部保育所運営課 (住所)〒550-0012 大阪市西区立売堀4丁目10番18号 阿波座センタービル4階 (電話番号)06-6684-9345	
		質問事項受付担当課	上記4. (A)入札執行担当課に同じ	
_		契約締結担当課	上記4. (A)入札執行担当課に同じ	
5.		参加資格	·号)第167条の4の規定に該当しない者であること	
	. ,		7, 2,	
	` '		入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと	
	(3)	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと		
	(4)	令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸:02 事務用品賃貸:03 複写機(複写サービスを含む) (159)」で登録していること		
		「4. 担当部局(A)」に行えば当該審3	登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。) を 査を行う。ただし、令和7年11月26日(水)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参 の詳細については「4.担当部局(A)」に問い合わせること	
	(5)	当該物品又はこれと類似する物品につ	いて、賃貸借契約の実績がある賃貸業の者であること	
	(6)	仕様書記載の条件を満たす納入予定物	品諸元報告書の提出ができること	
	(7)	機器の据付、接続及び調整のできる体	制が整備されていること	
	(8)	アフターサービス・メンテナンス等の	体制の確保ができること	

6. 入札参加申請	〈電子入札による場合〉	〈紙入札による場合〉
(1) 申請書類		①入札参加申請書 ②入札参加資格審査資料 (別紙仕様書末尾添付の書類等一式) ③紙入札方式変更申出書(物品)
(2) 申請書類等の交付場所、交付期間及 び受付期間	システム上 公告の日から令和7年11月26日 (水) までの 本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5 時まで	4. 担当部局(A) 左に同じ
(3) 受付場所 ①入札参加申請書 ③紙入札方式変更申出書(物品) (※紙入札による場合)	システム上 ※大阪市電子調達システムのトップページの各種資料・ダウンロードの中より参加申請添付書類を選択、sankasinsei_tenpu.pdfファイルをダウンロードして添付ファイルとして必ず添付すること	4. 担当部局(A) 持参又は郵便等により「2. 日程(3)入札参加 申請締切日時」までに必着のこと
②入札参加資格審查申請書	4. 担当部局(A) 持参又は郵便等により「2. 日程(3)入札参加申請締切日時」までに必着のこと	
(4) 申請書類の取扱い	申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申 提出された申請書類は、申請者に無断で他に 入札参加資格の審査は、「(1)申請書類」をす	
7. 入札参加資格の審査及び通知		

7. 入札参加資格の審査及び通知

入札参加申請の提出書類により入札参加資格を審査する。ただし、入札参加申請締切日時より審査結果の通知日までの間のいずれかの日において、「5. 入札参加資格」の要件を満たさなくなった申請者の入札参加は、提出書類の内容に関わらず認めない。また、入札参加資格を認めなかった申請者には、理由を付して通知する。

8. 入札書の交付

入札参加資格を認めた申請者には、「2. 日程(4)」の審査結果通知時に入札書を交付する。

9. 入札参加資格を認めなかった申請者に対する理由の説明

入札参加資格を認められなかった申請者はその理由について説明を求めることができるので、令和 7 年12月19日(金)午後 5 時までに、「4. 担当部局(A)」まで書面を持参すること。回答については、令和 8 年 1 月 5 日(月)までに書面で回答する。

10. 質問事項の受付・締切・回答

10. MIH	1 T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	
(1)	質問方法	仕様書の内容に関する質問は、電子入札システム若しくは書面(配達の記録が残るものによる郵送等、FAX、持参のいずれかの方法)にて上記「4.担当部局(A)」まで提出すること。
(2)	質問締切日時	質問の受付は、公告の日から令和7年12月11日(木)午後5時まで(必着)とする。締切以降の質問については受け付けない。
(3)	回答日及び回答方法	質問に対する回答は、大阪市電子調達システムの電子入札案件情報内及び大阪市IIPにて令和7年12月22日(月)午前10時から令和8年1月9日(金)午後5時まで掲載する。なお、質問に対する回答の他、入札に関して伝達すべき事項を掲載する場合があるので、必ず入札書の提出までに内容を確認すること

11. 入札	執行日時及び場所	〈電子入札による場合〉	〈紙入札による場合〉
(1)	入札書受付期間	(金)までの午前9時から午後5時まで(システム利用時間外は除く)	令和8年1月13日(火)午前9時30分から午前10時まで ※郵便等による入札の場合は、令和8年1月9日(金)午後5時までに、「4.担当部局(A)」に必着のこと。なお、その場合は二重封筒を用いて、表封筒に「入札案件名称」を明記し、「入札書在中」と朱書して「4.担当部局(A)」宛て親展とし、内封筒に「入札日、入札案件名称」を記載すること
(2)	開札予定日時	令和8年1月13日(火) 午前10時 ※紙入札者多数の場合は発表が遅れることが ある。	左に同じ
(3)	再度入札※1回限り	定日時(原則として当日午後3時30分)まで に再度入札を行うこと。 なお、郵便等による入札を行う者がいる場合 はこの限りではない。その際は「4.担当部	再度、入札書を交付するので、その場で持参した長形3号の封筒に封緘して封印し、指定された入札箱に投函すること(ただし、入札箱閉鎖後の入札書の提出は無効とする。)なお、郵便等による入札を行う者がいる場合はこの限りではない。その際は「4.担当部局(A)」の指示に従うこと
. ,	再度入札開札日時	本市の指定する日時(原則として当日午後4 時)	左に同じ
(5)	場所	システム上	大阪市役所本庁舎3階 第1会議室(こども青 少年局301会議室)

12. 入札に参加することができない者

- (1) 入札参加申請締切日時までに申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者
- (2) 入札参加資格を認められた者で、入札参加資格の審査結果の通知時より開札時までの間において、「5. 入札参加資格」の要件を満たさなくなった者

入札	_方法等	〈電子入札による場合〉	〈紙入札による場合〉
(1)	入札書記載金額	した金額(加算した金額に1円未満の端数が もって落札価格とするので、入札者は、消費)	入札書の記載方法は次のとおりとする。 金額に当該金額の100分の10に相当する額を加 あるときは、その端数金額を切り捨てた額)。 税及び地方消費税にかかる課税事業者である。 約希望金額の110分の100に相当する金額を申込
(2)	入札方法	①入札書は、システムにより、入札金額等、必要な事項がすべて入力されたものを有効なものとして取り扱う。 ②入札書の入力は注意して正確に行い、入札書確認画面において確認を行ってから入札書の提出を行うこと。 ③入札書の提出は、入札書受付締切日時までに完了すること。 ④入札書の提出にあたっては、間となって入札書の提出にあたが長時でに余裕をもってとがしまったが、間となって入札書がに締切り、時までに余裕をもって入札書が出書が正常に送信されたことを、入札書が出書が正常画面または入札状況一覧画において、本地では、大人札書は、システムにより、地回をすることはできない。	して行わなければならない(郵便等による人の場合を除く)。 ②入札書のくじ申込番号(3桁の任意の数字は必ず記入すること ③入札者は、提出済の入札書の書換え、引換
入札	上保証金等		
(1)	入札保証金	免除	
	(見積った契約希望金額の100分の3 以上)	ただし、正当な理由がなく契約を締結しない 当該金額の100分の10に相当する額を加算した 量を乗じた額、長期継続契約にあっては、落 分の3に相当する違約金を徴収する。	金額(単価契約にあっては、落札金額に予定
(2)	契約保証金	要(契約金額の100分の10以上納付) ただし、次のいずれかに該当するときは、契	約保証金を免除する。
		①契約金額(単価契約にあっては、契約金額は、予定総額)が500万円未満であるとき	に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっ
		②落札者が国又は地方公共団体と種類及び規れをすべて過去2年の間に誠実に履行したとただし、長期継続契約に係る履行実績につい間履行されていれば、その契約を実績と認め	認められるとき ては、現在履行中であっても、12 か月以上の
		③落札者が保険会社との間に本市を被保険者 書を提出したとき	とする履行保証保険契約を締結し、当該保険
(3)	保証人	不要	
(4)	納付方法	契約保証金を納付しようとする時は、落札業 通知書の交付を受けること。	者決定後速やかに「4. 担当部局(A)」にて網

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

16. 入札の無効について

- (1) 契約規則第28条第1項の規定に該当する入札のほか「大阪市物品買入等電子入札の手引」による。
- (2) 再度入札の場合にあっては、前回最低入札価格以上の価格でした入札
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札 ※なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。
- (4) 開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置 要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

17. 電子入札を行う場合の注意事項

- (1) 電子入札で参加を希望する者は、本入札の入札参加資格審査申請の受付期限までに電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第 13条第1項第1号の電子認証書(以下「ICカード」という)を取得しシステムを利用するための本市の電子業者登録を完了しな ければならない。
- (2) 電子入札システムの利用に際しては、パソコン等の利用環境により、送信が長時間となることがあるため入札参加申請期限までに 余裕を持って申請書の提出を行うこと。

その他事項 18.

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は、「4. 担当部局(A)」とする。
- (4) 契約にあたっては、契約書を作成すること。
- この調達は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。 (5)
- (6) 落札者又は契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく契約締結の手続きを行うこと
- 本件入札説明書における「契約規則」とは、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)をいう。また、「郵便等」とは契約規 則第25条第2項に規定する郵便等のうち、書留郵便などの配達の記録が残るものを示す。ただし、記録系郵便の取扱いのない国に (7) 「郵便等」とは契約規 おいては、この限りでない
- (8) 本件の契約金額は単価(1枚あたり)となるため、落札価格を100で除した金額をもって契約金額とする。
- (9) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないも のとする。
- (10) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約 の解除を行う。
- 落札者又は契約の相手方に決定された時は、遅滞なく、「4.担当部局(A)」に入札説明書末尾添付の「大阪市契約関係暴力団排除 措置要綱に基づく誓約書(両面印刷)を提出するとともに、契約締結の手続きを行うこと。誓約書を提出しない場合は、契約の締 結を行わないものとする。また、当該誓約書を提出しなかった落札者又は契約の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基 づき停止措置を行う。
- (12) この契約は単価を定める単価契約であり、予算の執行に関しては、毎月の複写等枚数の通知を本市が確認したことにより発生す
- (13) この一般競争入札に参加する場合において了知し、遵守すべき事項は大阪市電子調達システムホームページの次の資料を参照のこ

 - ○契約条項等の中の「物品供給等の入札に関する通知事項」、「大阪市物品買入等電子入札の手引」 ○各種資料・ダウンロード・大阪市契約関係規程集の中の「入札の手引」、「特定調達についての入札の手引」及び「大阪市競争 入札参加者心得|

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例(以下「条例」という。)及び大阪市暴力団排除条例施 行規則(以下「規則」という。)に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利す ることとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していること を承知したうえで、次の事項を誓約します。

1	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
2	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等(役員名簿等)により提出します。
3	本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
4	私が条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市電子調達システム等において、その旨を公表することに同意します。
5	私が条例第7条第1号に規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴収し、当該誓約書を大阪市に提出します。
6	私が使用する条例第7条第2号に規定する者について、大阪市からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、大阪市に提出します。
7	私が使用する条例第7条各号に規定する下請負人等が、条例第2条第2号又は規則第3条各号に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

案件名称: こども青少年局所管施設乾式電子複写機 長期借入(単価契約)

大阪市契約担当者 様

年 月 日

所 在 地 (フリガナ) 商号又は名称 (フリガナ) 代表者の氏名

代表者の生年月日 年 月 日生

受任者名

〇大阪市暴力団排除条例(抜粋)

(公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置)

- 第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加する ために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者(以下「有資格者」という。)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1 年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に 準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公 共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、 当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約 相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号(第3号を除く。)に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人 等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることが できる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

〇大阪市暴力団排除条例施行規則(抜粋)

(暴力団密接関係者)

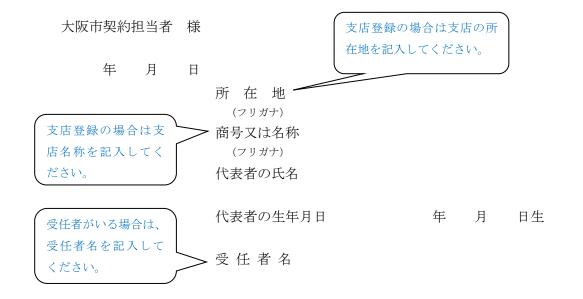
- 第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
 - (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(次号において「利益の供与」という。)をした者
 - (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
 - (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (5) 事業者で、次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所 その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、 それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為を する権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
 - (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材 又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例(以下「条例」という。)及び大阪市暴力団排除条例施 行規則(以下「規則」という。)に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利す ることとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していること を承知したうえで、次の事項を誓約します。

1	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
2	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等(役員名簿等)により提出します。
3	本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
4	私が条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市電子調達システム等において、その旨を公表することに同意します。
5	私が条例第7条第1号に規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴収し、当該誓約書を大阪市に提出します。
6	私が使用する条例第7条第2号に規定する者について、大阪市からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、大阪市に提出します。
7	私が使用する条例第7条各号に規定する下請負人等が、条例第2条第2号又は規則第3条各号に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

案件名称:



〇大阪市暴力団排除条例(抜粋)

(公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置)

- 第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加する ために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者(以下「有資格者」という。)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1 年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に 準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公 共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、 当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約 相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号(第3号を除く。)に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人 等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることが できる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則(抜粋)

(暴力団密接関係者)

- 第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
 - (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(次号において「利益の供与」という。)をした者
 - (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
 - (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (5) 事業者で、次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所 その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、 それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為を する権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
 - (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材 又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

大阪市契約担当者 様

主たる営業所 (又は支店等) の所在地

商号又は名称

代表者 (又は受任者) 役職・氏名 (受任者の設定がある場合は受任者名とすること)

実績調書

1)	落札者となった 案件名称	
2	実績に係る案件名称	
3	契約金額	
4	発注者名	
(5)	契約日	
6	履行期限又は履行期間	
7	案件概要	
8	備考	

- ※ 開札日から過去2年の間に(注1)履行が完了している、(注2)国又は地方公共団体との契約実績を記載すること
- (注1)長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める(長期継続契約の契約日が過去2年を超えている場合も可とする。)。
- (注2)「国又は地方公共団体」には、特別地方公共団体(特別区、広域連合、一部事務組合等)を含み、外郭団体、独立行政法人及び特殊法人は該当しない。
- ※ 契約実績は、落札者となった契約案件と種類及び規模をほぼ同じくするものであること
- ※ 記載内容を証するものとして、契約書の写し(双方の押印がある表紙及び記載内容を証するペー
- ジ)及び仕様書の写し(業務内容がわかるページ)を添付すること

大阪市契約担当者 様

本市への提出日を記入してください。

主たる営業所 (又は支店等) の所在地

商号又は名称

代表者 (又は受任者) 役職・氏名 (受任者の設定がある場合は受任者名とすること)

実績調書

1	落札者となった 案件名称	令和××年度 ○○○○事務所 ○○設備保守点検業務委託 ① 落札者となった案件名称を記載してください。
2	実績に係る案件名称	令和××年度 △△市立センター ○○設備保守点検業務委託 ② 契約保証金の免除対象となる実績の案件名称を記載してください。
3	契約金額	金X,XXX,XXX円 ③ 契約金額(税込)の50%以上であることが必要です。
4	発注者名	□□県△△市 ④ 契約保証金の免除対象となる実績の発注者名を記載してください。 ※国文は地方公共団体の発注した契約実績に限ります。
(5)	契約日	令和××年5月20日 ⑤⑥ 添付する契約書の写しと一致する日付を記載してください。
6	履行期限又は履行期間	令和××年6月1日~令和××年10月31日
7	案件概要	□□県△△市立センターの○○設備保守点検を実施。 ⑦ 種類又は規模をほぼ同じくする契約であるかを確認できるよう、 実績の案件概要を記載してください。
8	備考	